

新建みやぎ

やっぺあ

新建築家技術者集団 宮城支部-Web

URL: [宮城支部](#) | [新建築家技術者集団-新建web-](#) ([nu-ae.com](#))

2026年(令和8年)6月発行



★**新建築家技術者集団** お知らせ 写真上 仙台市太白区 あすと長町市営住宅の花壇 (関連記事 P5)

★No.284号 目次

- | | | |
|--|-------|---|
| <input type="checkbox"/> 建設業の現状 | 土山 拓 | 2 |
| <input type="checkbox"/> 建築とまちづくりに係わる市民相談活動 | 岩淵 善弘 | 6 |
| <input type="checkbox"/> 防災庁の設置を考える | 阿部 重憲 | 8 |
| <input type="checkbox"/> みやぎ里浜ネットワークシンポジウム報告 | | |

宮城支部連絡先 ☎(022)224-2137 仙台市青葉区上杉 2-2-47 東北共栄建設株式会社/土山

建設業の現状

新建宮城支部 土山 拓

建設資材の高騰と入荷不足が続いています。

アメリカとイランによる戦争が起きた際、ここまで大きな影響が及ぶとは思っていませんでした。しかし、戦争は長期化し、ホルムズ海峡は封鎖されたままで、原油を積んだタンカーの物流が妨げられています。他国で起きた戦争や災害によって日本経済が大きな影響を受ける現状を目の当たりにし、改めて我が国が資源を持たない資源小国であることを痛感しました。

さて、現在の建設資材の状況ですが、材料費はいまなお上昇を続けています。原材料であるナフサの入荷見通しが不透明なため、大手企業を中心に資材の買い占めが起り、すでに業界全体で資材が行き渡らない状況が続いています。

単価上昇の例を挙げると、以下のとおりです。

- ・仕上げ材関係 10%~20%
- ・塗装材・溶剤 10%~30% (シンナーは70%)
- ・給排水・衛生・空調設備関係 (塩ビ管・継手) 10%~30%

また、システムバス、ユニットバス、トイレユニットについては、納期遅延や受注制限が相次いでおり、価格改定も検討されているようです。

このわずか数か月間における急激な価格変動は、工事の安定的な進捗を阻害し、今後発注される工事の受注にも大きな影響を与えます。これから発注される工事は、計画段階でこのような物価高騰を十分に織り込んでいないケースが多く、適正な利益を確保することが困難な案件が増えてくるでしょう。

また、現在施工中の現場においても、資材の納期遅延や価格上昇によって、工期の遵守や利益の確保が難しくなる可能性があります。発注者と受注者の双方に大きなリスクが生じている、非常に厳しい状況であると言えます。

これまでも、ウッドショックやアイアンショック、ウクライナ戦争、新型コロナウイルス感染症拡大による物流費の上昇、労務費の高騰、週休二日制の推進に伴う工期の長期化 (生産性向上が追いつかず工期は延びる傾向にあります)、円安による資材価格の上昇、原油価格高騰による資材価格の上昇など、毎年のように何らかの外的要因によって建設工事費が上昇し続けています。

その結果、企業の設備投資予算は抑制され、事業計画が立ち上がっても予算との乖離から設計変更や再見積りを何度も繰り返す状況が続いています。何とか仕事を確保できたとしても、厳しい予算条件や他社との価格競争の中で必要な利益を確保することは容易ではありません。そのため、事業計画の策定にも大変苦慮しています。

今後は、石油をはじめとする資源の安定確保と、国内景気対策の推進によって、建設業界を取り巻く環境が改善されることを期待しています。

※5月28日付日本経済新聞

「財務省が28日に発表した4月の貿易統計(速報値)によると、ナフサ(粗製ガソリン)の輸入量は前年同月比47%減の114万キロリットルとなった。中東情勢の混乱による影響が広がっている。一方、中東以外からの輸入量は5割増となった。」(20260530)

建築とまちづくりに係わる市民相談活動 (2024年8月～2025年6月)

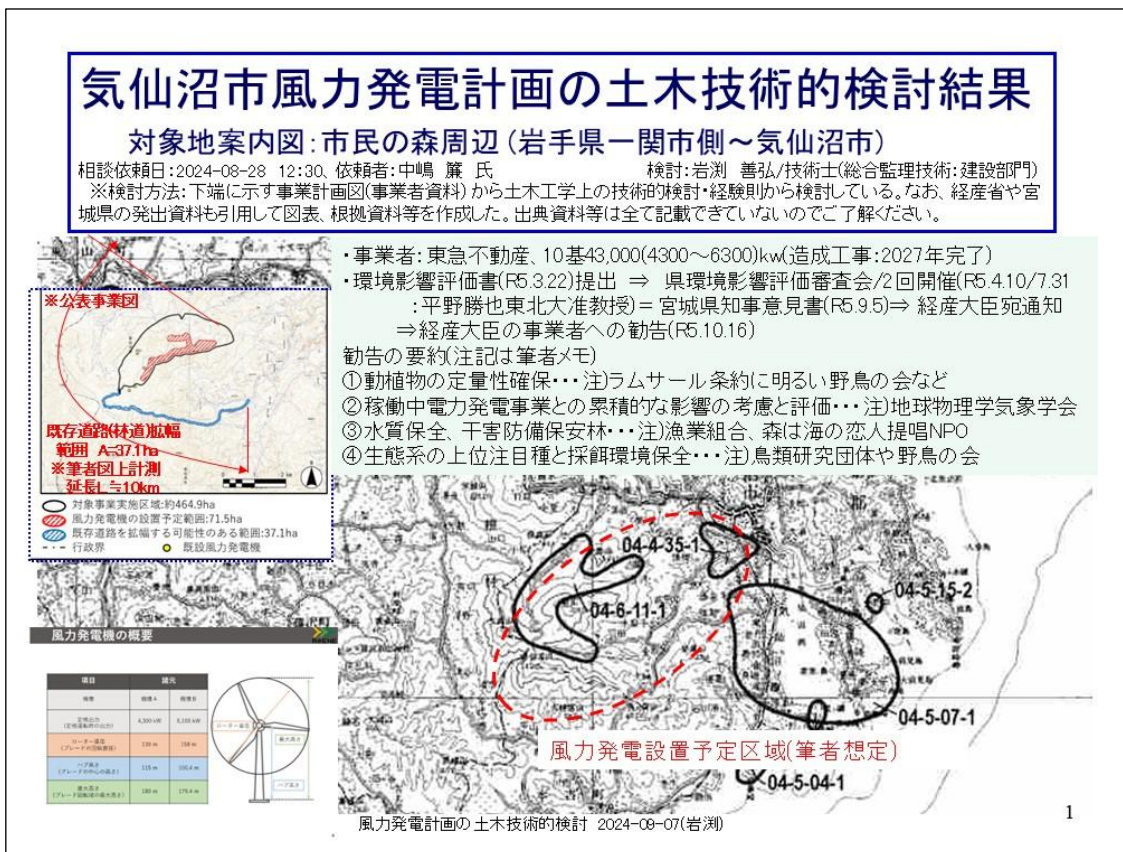
新建みやぎ支部 岩渕善弘

※2025年3月建まち誌第550号「次世代に遺す」特集、気仙沼の森と海を守る会松本まり子代表より“共有資産としての「市民の森」を未来へつなぐ”-宮城県気仙沼風力発電計画中止を求める市民の活動-の取組(市民学習会,署名運動,市長,市議会,知事要望)の寄稿文をいただいた。“やっぺあ”でその後を追った。

散策路に沿って巨大な風力発電塔 180m-10基、再エネのため、市民の森はどうなるの？

宮城県知事と岩手県知事は東急不動産の大規模風力発電計画(環境影響評価=2022年9月配慮書:住民意見27件、2023年3月方法書:住民意見48件=)について、市長意見・市議会「市民同意がなければ設置許可しない」決議(2023年6月)や県環境影響評価技術審査会答申をもとに、知事意見書を経産大臣に提出した。これを受けて、経産大臣は2023年10月東急不動産に**勧告書**を発出した。

一方、市民の間からは「再生可能エネルギーは必要だが、そのために気仙沼市民の森を壊していいの？」との疑問が生まれ、2023年8月に市民有志で「気仙沼の森と海を守る会」(松本まり子代表)を設立、市民学習会や署名運動(約9000筆)、地元自治体や知事への要望などに取組んできた。



公表される環境影響評価①配慮書-②方法書-③準備書には自由に意見を述べられるが、専門分野が多く膨大なデータを読み解く必要があり、環境保護活動する市民組織は、いつも悩まされている現状にある。県立気仙沼自然公園内の大規模風力発電計画の“森林法や林地開発許可に、経産大臣は「環境への累積的影響への配慮」勧告しており、「環境影響技術審査会議事録」等から問題がある”と市民の会は考えていた。

その相談は、2024年8月28日早朝、中嶋簾氏(元県議)から新建みやぎ支部への電話であった。

事業概要と事業区域図(上左)以外の資料は全くないことから、県 HP 審査会議事録、地理院地形図、気象データ、風力発電事例からコンサル経験を活用して、事業想定して基本的な概要(計画図)を作成し、この計画図に森林法の規制、制約条件等を重ねて、相談の問題点を検討し、2024年9月7日依頼者に報告した。

同9月14日新建全国幹事会で、みやぎ支部の活動報告時に追加した報告である。

2025年4月東急不動産の環境影響評価準備書が公表され、338件の住民意見が提出された。新建に松本代表から「縦覧して」との依頼が行われ4月20日に県庁で縦覧し、意見書を提出した。

2026年3月環境大臣意見書発出となった。東急は事業着手している。

1. 県立気仙沼自然公園内の風力発電計画、疑問は何?問題は何?

第一、なぜ県立自然公園中核の市民の森、散策路を寸断してわざわざ計画したのか?が大きな問題である。

風力発電タワー(H180m-Φ160m-10基)は、尾根筋の優れた眺望散策路である。この地は尾根を渡る風音、野鳥のさえぎりの外は静寂な森。日頃の喧騒から癒されるこの地での休息に、風車の機械音や風切音は困る。市民団体(市民の森を守る会、徳仙丈山岳会、野鳥の会、海と森を守る会)の意見書である。

第二、計画地の自然条件(地形・地質)による土砂災害の危険である。市民の森一帯は既往災害資料からも、微妙にバランスを保っている地形であることが分る。「宮城県森林情報提供システム」や「国土地理院地図」等にこの地一体が氷河期の古い花崗岩の山であり各種の土砂災害防止制約が示されている。

第三、風力発電位置や構造は未公表なので、独自に卓越風向や既往資料からタワー設置位置や構造を検討。その位置は尾根の散策路上に重なる。(運搬路からのアクセス、発電効率、平坦地開収変規模、排水等から)

2-1. 気仙沼風力発電予定地の地質

※ 出典:日本の地質2 東北地方(1991 共立出版:生出慶司、中川久夫、蟹沢聡史)
P.9 図2-1 南部北上山地・早池峰構造帯の地質概略図永広編図より

1 概要

- 対象区域:「前期白亜紀花崗岩類」の東端に位置する
- 徳仙丈山付近:先新第三紀の鉱脈・鉱染鉱床(金・タングステン鉱床、金鉱床分布)
- 地下深部で形条件を満たす岩石が花崗岩
ガラス質を含み成された深成岩の中で、下記2全体が細粒結晶の集合体であるため、流紋は見られない
- 黒雲母など有色鉱物を1割程度含む、主成分は石英と長石、全体的に白っぽい
- 成分中にナトリウムとカリウムの含量が少ない、非アルカリ岩質である

2. 花崗岩の地質学的特質(一部、ウイキペディアより引用)

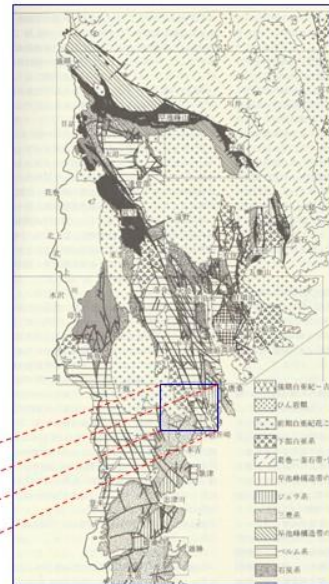
- 固くて緻密、結晶粒子が大きく、かつ、鉱物の種類によって結晶の熱膨張率が異なるため、温度差の大きい所では鉱物の境界線の部分で結合が弱まり、次第にひび割れ易く、直射日光などで直接加熱される花崗岩の表面などは、ポロポロになって崩れ、風化状態となる。
- 花崗岩中の斜長石や黒雲母も、比較的風化を受け易い鉱物である。これに対して、花崗岩中の主成分である石英の結晶は、非常に風化し難いため、花崗岩の風化が進むと、構成鉱物の粗い粒子を残したまま、バラバラの状態になり、非常に脆く崩れ易くなる。黄土色の粗い砂(真砂土)となる。

3. 土木工学的特徴

- この花崗岩地帯に広く分布した真砂土は、強い降雨により多量の砂が流れ出すため、気仙沼地方のこの花崗岩地帯は砂防地域が多く指定されている。



黒雲母花崗岩の断面。灰色が石英、茶色が斜長石、白色が斜長石、黒色粒子が黒雲母及びまたは角閃石。



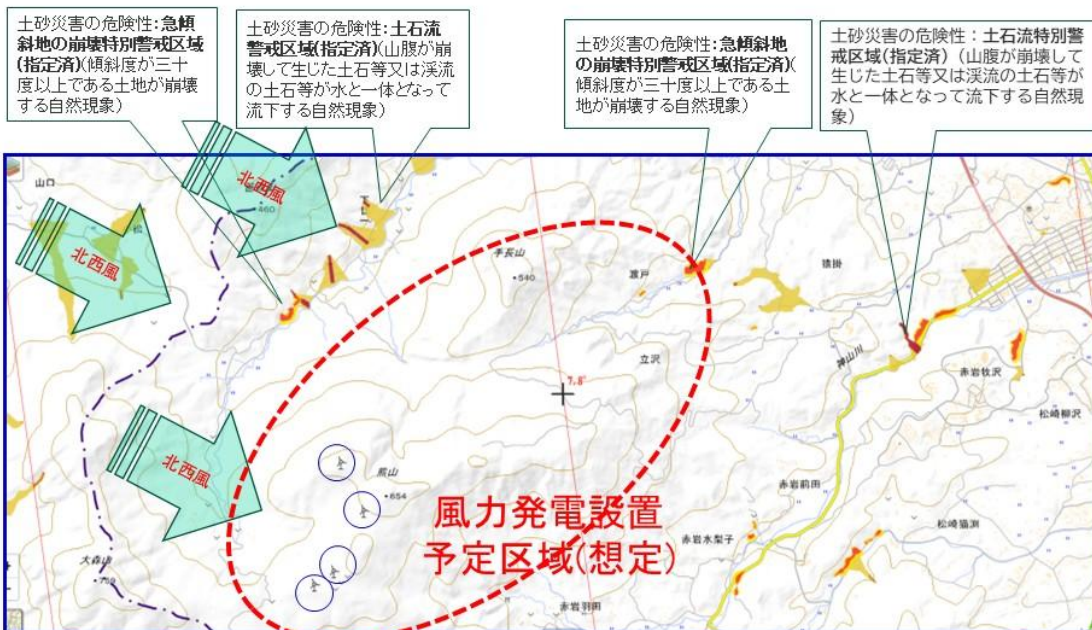
風力発電計画の土木技術的検討 2024-08-07(岩淵)

第四、県立公園(市有地)内での事業(市民の森尾根散策路の専有貸与,市道改変)と生態系サービスへの影響、公益性(入込客減少と観光収入,市財政への寄与,気候変動・CO2削減)の視点で問題点を整理した。

3-1. 土石流、土砂災害、地すべり危険区域指定状況(民家周辺)

出典:国土地理院のザードマップより

本地域一帯の地質は花崗岩を基盤とし一部は岩塊となり点在、岩塊斜面を形成、露頭点在している。花崗岩風化帯は真砂土の斜面1:1.0~1.2の勾配を形成している。



風力発電計画の土木技術的検討 2024-08-07(岩渕)

第五、県の技術審査会議事録には、審査委員が質問しても事業者は技術的な回答をせず事務的に聞き置く姿勢に終始したことから、委員長は「事業者は審査会を馬鹿にしている」との資料があった。事業者の高姿勢と不誠実な対応が見え隠れし、「環境影響の技術的評価」よりも「アセス検討よりも事業」、事業者が今後丁寧に対応するかが心配となった。委員長が怒る発言は当然である。

(次回:経産省勧告の意味を念頭に、東急不動産事業アセス準備書で欠落した「環境省“生態系サービス”」から問う)

※2025年9月27日「JR東日本エネルギーが計画する栗子山(福島山形県境)風力発電計画は経済性が悪く、経産省勧告もあり断念」との報道が飛び込んできた。

【表紙の写真について】

名前は市営住宅に変わりましたが、以前は市営「復興」住宅でした。従って入居者の多くは東日本大震災の被災者です。入居後すぐ周りに大規模マンションが建設され、日照問題が発生した復興住宅です。新建宮城支部も解決のため“一肌脱ぎ”しました。残念ながら100%の解決にはいたりませんでした。

現在、住宅の大通り沿いには、隅々まで手入れの行き届いた花壇があります。入居者の皆さんでグループをつくりお世話をしているとのこと。好きな散歩コースの一つです。震災から15年目の風景です。

防災庁設置を考える～東日本大震災被災地から見える姿

新建宮城支部 阿部重憲

問題は、設置される防災庁が司令塔として機能するかどうかです。特に設置を推進する政府のこれまでの防災や復興に対する対応についての評価が必要です。

防災庁設置は、2016年の「復興・創生期間」のスタート時から繰返されるようになりました。例えば、五百旗頭氏は「これまでの警察、消防、自衛隊、DMATによる個別展開の限界」を指摘し、塩崎氏からは「復興庁をFEMAのように」等の提案がありました。（注1）

設置の主旨である「防災立国の推進に向けた基本方針」（2025年12月閣議決定。以下「基本方針」。注2）の「第2章防災庁の役割」では、司令塔として「強力なリーダーシップの発揮」と明言しています。しかし、今日の政府運営の基本である中央集権＝トップダウンでは、まず機能しないと考えます。政府が、真に司令塔を自認するのであれば国民の信頼がベースです。

本稿では、以下の3つの点から考えて見たいと思います。

- ① 中央集権（国家高権）と人権感覚なき政府の「司令塔」はあり得るのか。
- ② これまでの惨事便乗型復興の集中的、大規模な展開。その一方で能登半島地震復興のネグレクトとそれを断念せざるを得ない現実。
- ③ 福島第一原発の事故について責任をとらない国と東京電力。「無罪」という司法（裁判所）判断。見通せない廃炉、放射性廃棄物の処理。絶望的な復興と蘇る「安全神話」と狂気の原発再稼働。

●「安全神話」「原発回帰」と防災庁は両立するのか

最初は③の原発回帰の問題です。「基本方針」でも「千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震等への対策等を重視」を繰り返していますが、特に国難である巨大地震も想定される南海トラフ地震の震源域には、世界一危険と云われる浜岡原発や伊方原発が存在します。

しかし「基本方針」では、それぞれ所掌（利用と安全規制）する省庁で対応すると明記され、「原子力防災のみについて係わるものについては、防災庁の所掌事務とはしない」（設置法第4条3）としています。本来、巨大災害時における司令塔の役割は、起こりうる事態に対し関連部局がどのように連携するのか点を明確にすることが重要であり、それが政府責任（方針）であると考えます。

特に原子力防災体制は、2011年3月の福島第一原発事故を受け、「原子力推進」と「安全規制」の一体的展開への批判が集中し、2012年9月には、「安全規制」のため原子力規制委員会（環境省）が発足しました。そして、現在の「原子力推進」は、内閣府、経済産業省、文部科学省夫々の所掌です。推進と規制の「分離」と「一体的展開」のいずれでも「倫理と責任」の明確化が不可欠です。

2013年以降、「原子力災害対策指針」策定（規制委員会）や地域原子力防災協議会の設置を行い、半径30km圏内を「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」として避難計画の具体化、2014年10月には「政策統括官（原子力防災担当）」の新設に至りました。

ところが、2022年6月最高裁で、国の福島原発事故責任否定の判決後、岸田内閣の「GX実行会議」で原発増新設検討、運転期間延長の方針が打ち出され、法改正で運転を原則40年、最長60年とし、運転期間の一元的管理を行っていた原子力規制委員会の認可権を利用する側の経済産業大臣に移管、60年以上の運転を可能（期間上限撤廃）にしました。いまや、政府のエネルギー政策では、原発・水力温存の市場性すら軽視される状況になり、どこで原発事故が起きても不思議ではありません。（注3）

●これまでの政府の震災対応から防災庁設置の課題を考える

特に東日本大震災の場合は、トップダウン（中央集権）による惨事便乗型の「創造的復興」であり、それは「復興災害」（塩崎賢明）とも称され、一方の能登地震は、地域衰退下における復興のネグレクト又は被災を利用した「選択と集中」です。

防災庁設置は何よりも巨大災害である東日本大震災への対応から何を学ぶかがポイントです。そのためには復興庁の活動の検証が不可欠ですが、現時点では行われていません（検証は設置期限終了後？復興庁の「とりまとめ」に「ふりかえり」はあり）。

なお、復興庁自体は2031年が設置期限で、東日本大震災の復興（①被災者支援、②まちの復旧・復興、③産業・雇用、④福島復興）に特化しており、設置法案にも防災庁との統合はないと明記しています。

また、防災庁設置に伴う「基本方針」の具体化についてですが、東日本大震災の復興の場合、政府基本方針に市町村を「復興の主体」とするとしながらも国が制度設計、予算、期限を決め、国県トップダウンで復興事業が進められ、住民合意形成に係わる問題が拡がりました。

ここで「防災庁は、災害対策基本法の基本理念に則る」としていますので、今回改正された内容について簡単にふれます。

【改正内容】「防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案要綱」より

第1 災害対策基本法の一部改正（第八条関係）

1 災害対策の基本理念として、次の内容を追加する。

- (1) 災害に備えるための措置の改善を図る際、災害が国民の安全、国民生活及び国民経済に及ぼす影響についての科学的知見に基づく調査、予測及び評価を踏まえること。
- (2) 被災者を援護する際、全ての被災者がその被災地にかかわらず、できる限り、良好な生活環境をあまねく享受できるようにすること。

「科学的知見」には、東日本大震災の復興まちづくりのベースである津波シミュレーションを対象にしていると考えられますが、各事業の実施に当たって機械的に運用されると後の問題に必ず帰着します。また、結果について実証できない手法である点もふまえる必要があります。

さらに、懸案の「避難所運営」や「災害ケースマネジメント」などの「被災者に寄り添った支援体制の構築」についての課題が掲げられていますが、今後の展開を注視する必要があります。

また防災庁の権限を重視し、勧告権を売りにして、各省大臣に対する資料提出・説明、勧告、報告、内閣総理大臣に対する意見具申を強調しています。しかし、復興庁も同様でしたが、適用はなかった（出来なかった？）ようです。この権限行使の前提は、政府による自治体への強力な財政、人的支援であり、何よりも当事者自身の自治力・パワーです。

●巨大ビジネス戦略＝事前防災の陰が漂う司令塔？！

防災庁の役割について「基本方針」では、①防災に関する基本政策・国家戦略の立案、②平時における徹底的な事前防災の推進・加速の司令塔、③発災時から復旧・復興までの災害対応の司令塔としています。この2番目のテーマとして事前防災（注4）が明確にされ、その重要性が浮彫にされています。

そもそも防災とは事前防災でもあり、その重要性は当然です。それを「基本方針」では必要以上に繰り返され、肝心のその具体的な意義と政府責任についての説明・表現がありません。

事前防災が大きく取り上げられることになったのは、2013年のアベノミックスの柱としてスタートした国土強靱化計画（2013年アベノミックスの柱として同時にスタート）です。言うまでもなくこの計画は、惨事便乗の東日本大震災の復興事業の流れを汲み、計画策定過程では経団連の提言や意見書が出され、「事前防災新時代」「複合災害対応新時代」そして「防災・減災、国土強靱化新時代」という威勢の良いキャッチコピー

一と共にスタートしました。

計画の構成は①インフラ、②ライフライン、③デジタル、④官民連携、⑤地域力の発揮というように、ビジネスプロジェクトの様なテーマ設定です。そして⑤は、東京一極集中を推進する「選択と集中」最前線の国土形成計画との連携で実現するというものです。ご存じのようにこの計画の大本はアベノミックスです。

東日本大震災における惨事便乗復興事業（大規模災害復興法制定方も含む）から国土強靱化計画・国土形成計画のつながりが防災庁設置へと結びつき、それには財界の意図も貫徹されていると読み取ることができます。経団連は防災庁の設置に向けて2025年6月に「巨大地震を見据えた防災・減災対策の充実に向けて～防災は「日頃から」「ともに」「スマートに」～という提言（図1）を出し、政府に①事前防災、②立地適正化、国土強靱化を働きかけています。

南海トラフ地震のような巨大広域災害や、首都直下地震という国難に直面した場合においては政府機関の役割は大きいですが、それを支え直接その復旧・復興と向き合う強大な地方自治、住民自治なくしての「防災立国」「司令塔」は空論です。

ところが東京一極集中と地方切捨て（「選択と集中」、最近では「全体最適」とも）は進行中で、地方自治の形骸化を意図する広域連携推進は、大阪府の都構想から政令市の特別市移行（図2）に向けた動きとなり、その後ろに消えたはずの道州制の影も見え隠れしています。これらは明らかに産学官一体の地域破壊、反防災・反復興の動きです。

最後になりましたが、「防災立国」の基礎である防災教育については「自ら助かる」、「地区防災計画の策定」は「共に助かる」（「基本方針」より）という自己責任の扱いです。現に都市レベルで地区防災計画策定に取り組んでいるのは東京都世田谷区や神戸市を始めごく一部の都市です。このような状況で司令塔は機能するでしょうか。細部にまで政策の浸透に配慮し、地方自治、住民自治の確立に責任を持つのが真の司令塔です。

（注1） 森秀勲（内閣委員会調査室）「復興庁の存続方針と後継組織の在り方」法と調査 2019.12 No.419

（注2） 内閣府参照 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bousaichou_preparation/index.html

（注3） 大島堅一「エネルギー政策における原発の位置づけと課題」建築とまちづくりNo.563, 2026May

（注4） 「事前防災」はこちらを参照。河田恵昭「本気の事前防災と防災政策のあり方」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bousaichou_preparation/kaigi/dai5/siryou2-5.pdf

図1 経団連提言 一部

図2 特別市のイメージ(政令市長会)

V. 防災庁への期待

14

①事前防災～復旧・復興まで一貫した政策形成

◆ 現在、防災・復旧・復興を担う関係省庁は、内閣府（防災）のほか、国土省や経済産業省、復興庁等の多岐にわたり、役割や権限が分散。

- ▶▶▶ 防災庁は、事前防災から災害時対応・復旧・復興に至るまで、災害対策の全般にわたり政策形成をリードすべき。
- ▶▶▶ 「防災・減災」の視点で、政府の政策に横串を指す役割を担うべき。そのため、省庁横断的に政策を推進するための十分な権限を持つべき。
- ▶▶▶ 首都中枢機能の維持が困難な場合の代替策も、総合的な視点で事前に検討すべき。

②防災庁による政策への関与

◆ 防災庁の役割の発揮に向け、防災庁は、官民（政府・自治体・企業・国民）の役割分担を含めた発災時の指揮命令系統を確立することが不可欠。

◆ 政府の防災・減災対策を真に効果的なものとするためには、政策・予算・規制緩和等のあらゆる面で、防災庁が強いリーダーシップを発揮することが重要。

▶▶▶ 他省庁が所管する立地適正化や国土強靱化などの事前防災に関わる政策形成にも、防災庁が十分に関与できるようにすべき。正規の専門人材の育成も進めるべき。

③民間の意見を踏まえた防災庁の役割の検討

◆ 政府は、2025年1月に「防災庁設置準備アドバイザー会議」を設置し、政府として強化すべき防災施策の方向性や必要な組織体制の在り方等について、外部有識者から意見を聴取。

▶▶▶ 効果的な防災・減災対策には、民間の持つ力が最大限活用されることが望ましく、今後の議論の過程では、経済界の意見も踏まえて検討が進められることを期待。

